

概要書面・契約書面

1. 事業者の氏名、住所、電話番号、責任者の氏名

自立学習塾・予備校イブラス
愛知県名古屋市中村区則武1-9-19
協和名駅ビル2F
電話 052-414-5070
責任者 松田 勇一

2. 役務の内容

- ・役務の種類
高校生・既卒生を対象とした学習指導
- ・役務提供の形態又は方法
大学進学へ向けた受験対策の実施

3. 支払時期、方法

入会金、教材費、受講料の支払いについては下記に定める通りとします。

入会時には、入会金と教材費ならびに年度末までの受講料を一括または分割にてお振込いただけます。

4. 役務の提供期間

申込フォームに記載の期間となります。

5. クーリング・オフに関する事項

①. 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。

②. 入会申込・契約者は、当校が特定商取引法(以下「法」といいます。)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当校が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当校が交付した法第48条第1項の書面を入会申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入会申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。

③. ①に記す契約の解除は、入会申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

④. ①及び②に記す契約の解除があった場合、当校が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入会申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

⑤. ④に記す契約の解除は、入会申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

⑥. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入会申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

6. 中途解約に関する事項

①. クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解約）することができます。前受金をいただいている場合は全額返還するものとします。ただし、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。

A. 契約の解除が役務提供開始前の場合 1万1千円

B. 契約の解除が役務提供開始後の場合 (aとbの合計額)

a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額

b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額

2万円または1ヶ月分の受講料に相当する額のいずれか低い額

②. ①の役務の対価の単価は月単位をもって計算するものとします。

③. ①に記す契約の解除があった場合、当校が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入会申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

④. ③に記す契約の解約時に、入会申込・契約者が当校に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当校は入会申込・契約者に当該金額を返還するものとします。

⑤. 当校の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

⑥. 返還金のある場合は、入会申込・契約者の指定する方法で30日以内に甲に返還するものとします。

7. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

8. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

9. 個人情報の取扱い

(1) 申し込みの際に提供された個人情報の利用方法
自立学習塾・予備校イブラスでは以下に示す範囲内で、利用します。

- 1 学力の向上、志望大学合格に向けた指導のため
- 2 諸般の事務手続きや進路のため
- 3 成績管理・分析及び各種統計資料作成のため
- 4 進路指導用資料の提供のため
- 5 自立学習塾・予備校イブラスからの各種案内送付のため
- 6 成績・合格実績の校舎内提示またはHP・資料等での掲載
- 7 生徒および保護者より照会を受けた内容への回答

(2) 個人情報の管理について責任を有するもの

自立学習塾・予備校イブラス

(3) 自立学習塾・予備校イブラスの個人情報に関する問い合わせ・苦情窓口

個人情報管理責任者：松田勇一

問い合わせ先：自立学習塾・予備校イブラス

(4) 本契約に際し収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。

10. 紛争の解決

(1) 本契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

(2) 両者の協議により解決できない場合、本契約の一切の紛争については名古屋簡易裁判所もしくは名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判とします。

(3) 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。